

水稻の耕作・販売を委託している農家のみなさんへ

水稻の耕作及びそこから収穫された米の販売(JA 等への販売委託)を、ほかの農業者の方へ委託している農業者のみなさんに農業共済から大事なお知らせです。

水田を所有しているものの、高齢化や兼業化により耕起・代掻き、田植え、病虫害防除、収穫・調整などの作業と、そこから収穫した米の販売(販売者名義が委託先(受託)農家)をあわせて、担い手と呼ばれる認定農業者の方などに委託している場合、水稻共済の共済掛金・賦課金は、実際に耕作・販売を行っている委託先(受託)農家の方にご負担していただくこととなります。

これは、あくまで農業委員会を通じた契約のほか、当事者間の書面による契約(特定農作業受委託契約)を結んでいる場合に限らせていただきます。

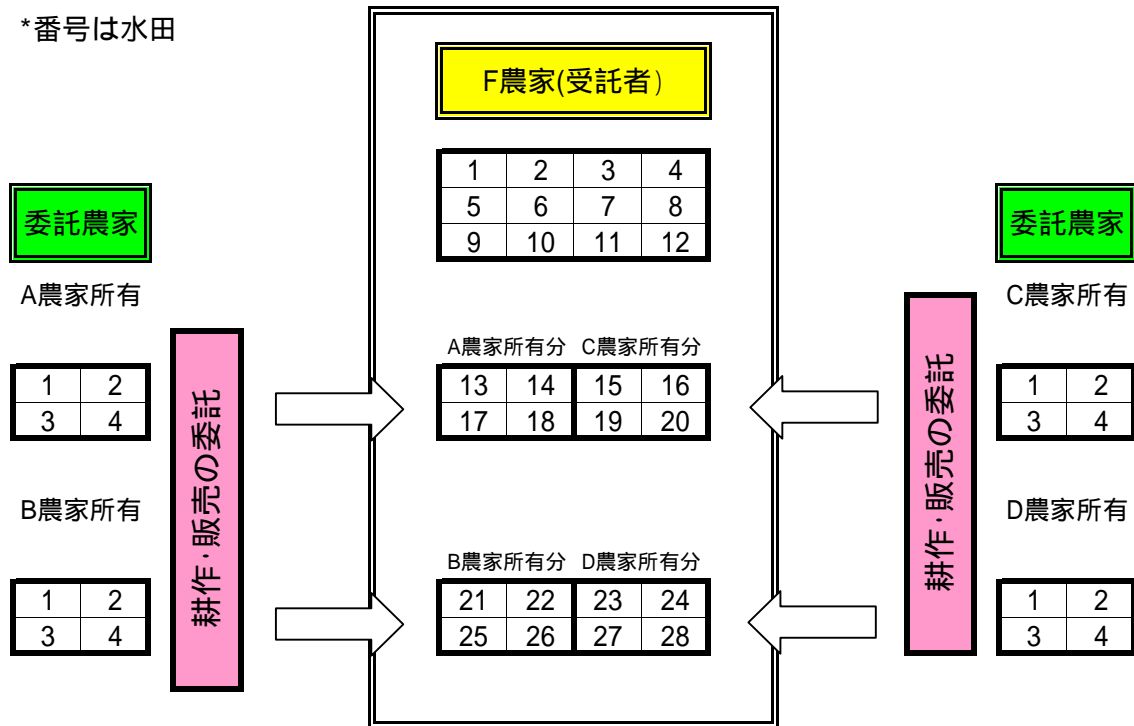
自分で耕作・販売している水稻を除き、委託先(受託)農家の方にご負担いただくこととなりますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、委託先(受託)農家の方に対しては、組合から説明しご理解をいただいております。

また、平成23年度に実施される農業者戸別所得補償制度への加入については、委託先(受託)農家の方が申請することとなっております。

水稻農作業にかかる受委託耕地のイメージ

*番号は水田



F農家が自己の耕作地とあわせて、
A、B、C、D各農家から農作業と販売の受託を受けた耕地のイメージ

F農家は1～28番の水田について耕作し、この耕地
から収穫された米をF農家名義で販売します。

F農家が1～28番の水田について水稻共済掛金・賦課金を負担
することになります。

F農家が1～28番の水田について農業者戸別所得補償制度に
ついて加入申請することになります。